

横浜市消費生活総合センターの指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 22 年 6 月 24 日 経観消第 237 号(局長決裁)

最近改正 平成 27 年 6 月 1 日 経消第 235 号 (局長決裁)

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、横浜市消費生活総合センター条例（昭和 49 年 6 月横浜市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 4 条の 2 に規定する横浜市消費生活総合センター（以下「センター」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。
- 2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

(選定)

- 第 2 条 選定は、非公募により実施する。
- 2 前項の非公募を行った結果、要件を満たさなかった場合には、市長は応募者に提案内容の補正を指示するものとする。
- 3 市長は、条例第 11 条第 1 項に規定する横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

(選定基準)

- 第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。
- 2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。
- 3 市長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

(申請書等)

- 第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ市長が定める期日までに、横浜市消費生活総合センター条例施行規則（昭和 49 年 6 月横浜市規則第 82 号）及び別に応募要項に定める提出書類を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

(選定の公表及び報告)

- 第 5 条 市長は、選定したときは、速やかに当該結果を応募者に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定に係る手続)

第6条 市長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第4条の3の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年6月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。